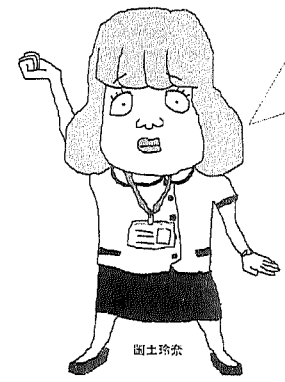


労働改革の早期の実施を
職場からの要求押し上げて
労働環境改善を

「任意」のはずが「強要」?

マイナンバーカードと職員証の一体化

任意性に一切触れず職員通知



「マイナンバーカードと職員証の一体化「強要」はよろこんど!」

カード取得は個人の自由 政府・当局も認める事実

本来、マイナンバーカード(以下「カード」という)の取得は個人の責任で行うものであり、法でも認めています。ですから、内閣人事局も一時は強制ともとれる発言をしていましたが、今では、「強制はできない」と明言しています。また、たとえ個人がカード取得を

九月一五日、中部地整当局は、マイナンバーカードの取得、職員証との一体化が任意であることに一言も触れないまま、「国家公務員ICカード身分証明書の切替について」(マイナンバーカードと職員証の一体化)のイントラ掲載を行いました。同文書は六月に行ったマイナンバーカードと職員証の一体化の説明で職員配布し、一部事務所では誤った説明を行い訂正されるなど、職場に混乱を招きました。掲載により再周知を実施したものとされますが、「カードの取得、職員証との一体化は任意である」ことに一切触れていません。

していても、そのカードの使用は個人の責任において管理することになりますから政府であっても個人のカードに強制的に職員証のデータを書き込むことはできません。ですから本省、整備局は「要請であり、強制ではない」「要請に従わなかったとしても本人に不利益を被ることはない」と回答しています。

本省でも一割程度の利用 そもそも国民の取得は一割以下

先行して切り替えた本省でも現時点で一割程度の利用率にとどまっています。また、全国に占めるカ-

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について(平成29年5月15日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H28.1時点)	交付枚数 (H29.5.15時点)	人口に対する交付枚数率
全国	128,066,211	11,474,475	9.0%
特別区	9,205,712	1,016,430	11.0%
政令指定都市	27,333,950	2,647,129	9.7%
市(政令指定都市を除く)	80,281,895	6,947,022	8.7%
町村	11,244,654	863,894	7.7%

3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) [H28.1時点]	交付枚数 [H29.5.15時点]	人口に対する 交付枚数率	都道府県名	総数(人口) [H28.1時点]	交付枚数 [H29.5.15時点]	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,401,210	428,331	7.9%	滋賀県	1,419,863	116,331	8.2%
青森県	1,338,465	112,751	8.4%	京都府	2,574,842	227,903	8.9%
岩手県	1,289,470	108,251	8.4%	大阪府	8,865,502	865,157	9.8%
宮城県	2,324,466	203,153	8.7%	兵庫県	5,621,087	579,800	10.3%
秋田県	1,043,015	74,947	7.2%	奈良県	1,387,818	146,121	10.5%
山形県	1,129,560	70,970	6.3%	和歌山県	994,317	69,646	7.0%
福島県	1,953,699	157,860	8.1%	鳥取県	579,309	44,033	7.6%
茨城県	2,970,231	265,585	8.9%	島根県	701,394	56,122	8.0%
栃木県	1,998,864	160,843	8.0%	岡山県	1,933,781	149,436	7.7%
群馬県	2,005,320	154,982	7.7%	広島県	2,863,211	267,532	9.3%
埼玉県	7,323,413	670,068	9.1%	山口県	1,419,781	129,484	9.1%
千葉県	6,265,899	646,607	10.3%	徳島県	770,057	55,474	7.2%
東京都	13,415,349	1,467,251	10.9%	香川県	1,002,173	75,019	7.5%
神奈川県	9,136,151	1,024,482	11.2%	愛媛県	1,415,997	103,897	7.3%
新潟県	2,319,435	154,462	6.7%	福知県	740,059	41,960	5.7%
富山県	1,080,160	89,874	8.3%	福岡県	5,122,448	399,052	7.8%
石川県	1,157,042	83,853	7.2%	佐賀県	842,457	59,423	7.1%
福井県	799,220	47,432	5.9%	長崎県	1,404,103	119,089	8.5%
山梨県	849,784	63,922	7.5%	熊本県	1,810,343	148,498	8.2%
長野県	2,137,666	158,053	7.4%	大分県	1,183,961	94,795	8.0%
岐阜県	2,076,195	144,546	7.0%	宮崎県	1,128,078	127,407	11.3%
静岡県	3,770,619	321,234	8.5%	鹿児島県	1,679,502	139,807	8.3%
愛知県	7,509,636	626,638	8.3%	沖縄県	1,461,231	93,385	6.4%
三重県	1,850,028	129,009	7.0%				

出典:総務省HP「マイナンバー制度とマイナンバーカード」

ド交付率は九・〇%(二〇一七年五月)にとどまっております。カードの普及・制度の維持そのものに危険信号がともっています。地域ポイント等の付加サービスを導入し、カードの交付率を増やそうと努力をしている自治体がある反面、カード代金と書き込み費用で五千円程度の負担を強いられるため、発行に消極的な自治体もあります。

って永久ではありません。カードの有効期限は成人なら一〇年となっており、一〇年毎にカードの再発行手続きが必要となります。発行手数料は各自治体で異なりますが、概ね千円程度といわれています。しかも、転居をすれば、カードに転居記録を記載しますが、記載スペースは限られていますので、数回転居すれば記載できず、再発行となる恐れがあります。

紛失したらどうなる? 役所手続きに加え行政処分も?

もちろん、個人負担だつてあります。無料で交付されるのは「当面の間」であ

一〇年毎に千円の負担? コロナ配転でさらなる負担も

もちろん、個人負担だつてあります。無料で交付されるのは「当面の間」であ

職員各位
 人事課長補佐 ■■

本メールは、全職員宛に送付しています。

国家公務員ICカード身分証明書の切替についてイントラに掲載しましたので、お知らせいたします。

以降、国家公務員ICカード身分証明書の切替に関する職員へのお知らせについては、周知とともに以下のURLに順次掲載していく予定です。

URLはこちら <省略>
 ↑ メール文(補佐名、URLは加工)

6月の説明時に所属長が誤解し、「強制」と説明したことに対する反省もなく、職員証の切り替えは「任意」である旨の説明書は一切ない。

番号再発行などの手続きが必要となります。当然ですが、個人番号の変更が生じるため、職場に登録されている個人番号の変更手続きが必要です。

平成29年6月 ← 前回、誤解を招いたにも関わらずそのまま掲載
 中部地方整備局人事課

国家公務員ICカード身分証明書の切替について（周知）

1. 背景・趣旨等
 「日本再興戦略改訂2015」及び「世界最先端IT国家創造宣言」において、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）と国家公務員身分証との一体化を進めることが決定されました。

【参考】「世界最先端IT国家創造宣言」(抄)（平成27年6月30日閣議決定）
 Ⅲ 1. (1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用
 ② 個人番号カードの普及・利活用の促進
 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。

2. 切替の時期
 国土交通本省におきましては、平成28年10月より順次、現行のIC身分証明書からの切替を開始しているところですが、中部地方整備局におきましても、切替の準備が整い次第（平成29年12月を目途）、順次、マイナンバーカードを国家公務員身分証として利用することを予定しております。

3. マイナンバーカードの申請・受取
 職員の皆様には、各市区町村からご自身に郵送されましたマイナンバー通知カード及びマイナンバーカード交付申請書にて、マイナンバーカードの取得申請を行っていただきますよう、ご協力をお願い致します。
 マイナンバーカードの申請及び受取方法につきましては、以下のURLからご確認下さい。
 なお、申請方法といたしましては、郵送のほか、オンライン（PC、スマートフォン）による申請も可能となっております。

(申請方法) <https://www.kojinbanco-card.go.jp/kofushinse/index.html>
 (受取方法) <https://www.kojinbanco-card.go.jp/uketori/index.html>
 ※通知カードが封筒に挿入されていない方は、住民票のある市区町村にお問い合わせ下さい。
 ※マイナンバーカードで使用する顔写真は、国家公務員身分証として利用することとなりますので、適切な写真をご使用下さい。

事実ではあるが、法的に「強制」はできないため、任意の要請である旨の記載無し

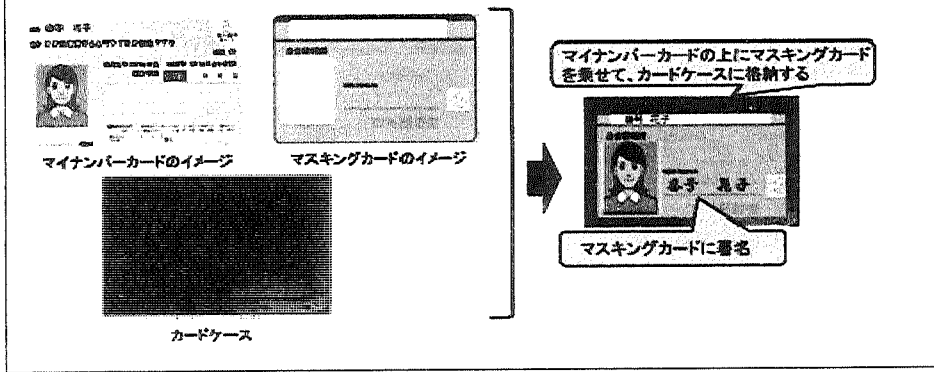
本府省での切り替え率も1割程度である事実や、既存の身分証明書の有効期限内は使用できることが明示されていない

マイナンバーカードの取得は個人の判断に任されており、取得の強要、要請を受けるものではない
 また、取得しているマイナンバーカードに職員証機能を持たせるか否かの判断権限も、個人にあり、当局に職員証機能の付加を強要する権限はない

マイナンバーカードの取り扱いのルールも定められていない
 マイナンバーカードの紛失等での個人責任が明確でない
 マスキングカード紛失等での個人責任が明確でない

4. マイナンバーカードの身分証としての利用
 マイナンバーカードの取得後は、マイナンバーカードに国家公務員身分証情報をインストールし、専用のカードケース（別途配布）に入れて利用することになります。
 準備が整い次第、別途ご案内いたしますので、その際に、マイナンバーカードをご提出いただき、切替が終了した方から、現行の身分証明書をご返却いただきます。

【参考】新しい国家公務員身分証明書のイメージ
 マイナンバーカードをそのまま利用するのではなく、氏名・顔写真以外の情報を隠すためのマスキングカードと一緒にカードケースに納めていただき、身分証明書としてご活用いただけます。



政府はカードを「肌身離さず携帯」と言っています。がリスク回避のためほとんどの国民は自宅保管していると思われる。持ち歩くことで紛失・盗難のリスク

も増えるのは確実です。しかも職員証となれば、職場への影響も考える必要があり。まず、カードですが、このカードを使用すれば本省・管区期間等へ

の入館が自由に行えることとなり、紛失届けを怠れば大変なことになります。次にマスキングカードですが、取得者が自らのカードに重ねれば見た目上、国

多くの課題を放置
 責任は個人任せ?

国公労連、国交労組は、政府が一方的に導入を決めた当初から問題指摘を行い、解決を求めてきました。が、何一つ問題解決に至っていません。逆に当初マスキングカードとしていたものをカードとケースに分割したことで、より一層、マスキングカードの紛失リスクが高まっています。

現時点で、紛失時の取り扱いが示されていません。が、勤労支給で不利益を被ったり、重大事件につながれば、懲戒処分を恐れるすら残っています。

この様なリスクだらけの制度であることを知りながら、リスク回避策の対策をとらず、「任意性」すら明らかでないまま、「カードと職員証の一体化は決まったこと」として職場にばらまくことは断じて許すことはできません。

また、今回はキチンと職場で「任意性」が説明し切れているのかも疑問です。

家公務員としての職員証が出来上がってしまっています。この職員証やカードが悪用され、犯罪等につながった場合、悪用された本人に責任を求められる可能性があります。